

2021年11月25日

各位

会社名 株式会社 新生銀行  
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之  
(コード：8303 東証第一部)

(開示事項の中止)  
新株予約権無償割当て及び臨時株主総会招集に係る基準日の取消し  
に関するお知らせ

当行は、本日付の取締役会決議において、当行が設定した以下の基準日について取り消すことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

<取消しの対象となる基準日>

当行が2021年11月22日に公表した「新株予約権無償割当て及び臨時株主総会招集に係る基準日設定に関するお知らせ」における（ア）当行の買収防衛策上の対抗措置としての新株予約権の無償割当てを受ける株主を確定するための基準日、及び（イ）当行が、株主の皆さまにお諮りするべき事項が発生した場合に開催する可能性のある株主総会において議決権を行使することのできる株主のための基準日（基準日：いずれも2021年12月8日）

当行は、SBI 地銀ホールディングス株式会社による当行株式を対象とする公開買付けについて、当行の買収防衛策に基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会を開催することについて決議しておりましたが、当該臨時株主総会の開催を中止することになったことに伴い、上記基準日の取消しを行うことといたしました。詳細は、当行の2021年11月24日付の「(開示事項の変更) 当行株式に対する公開買付けに関する意見表明の変更(中立) および臨時株主総会開催中止に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、上記11月24日付の「(開示事項の変更) 当行株式に対する公開買付けに関する意見表明の変更(中立) および臨時株主総会開催中止に関するお知らせ」において、2022年2月初旬を目途に臨時株主総会を開催する予定としておりますが、当該臨時株主総会招集に係る基準日については、決定次第別途お知らせします。

以上



お問い合わせ先

新生銀行 グループ IR・広報部

報道機関のみなさま：[Shinsei\\_PR@shinseibank.com](mailto:Shinsei_PR@shinseibank.com)

(担当：下村、紀、伊佐)

株主・投資家のみなさま：[Shinsei\\_IR@shinseibank.com](mailto:Shinsei_IR@shinseibank.com)

(担当：高田、朝間、持田)